

# 京都大学 大学文書館だより

Kyoto University Archives Newsletter

第21号

## 目次

「台湾総督府文書」の構造と特徴 東山 京子	2	日誌	8
大学文書館創設の頃 岸本 佳典	5	人の動き	9
大学文書館と公文書管理 —オーストラリアの場合— 坂口 貴弘	7	メールアドレスが変わりました	9
		1 講座から学部へ —教育学部の設置— 西山 伸	10



京都帝国大学医学部正門

医科大学の正門及びそこから直線に伸びる道路が設けられたのは、1899（明治32）年の医科大学設置から数年後のことであった。写真は1915（大正4）年頃の撮影。その後、正門の門柱や周囲の建物は様々な変貌を遂げたが、道路はいまも医学部構内を南北に貫いている。

# 「台湾総督府文書」の構造と特徴

中京大学社会科学研究所特任研究員 東山 京子

## 台湾総督府文書の現存状態

日本が台湾を統治するために設置した外地統治機関であった台湾総督府にとって、昭和20（1945）年の日本の敗戦は、突然訪れた出来事であった。そのために、台湾総督府が保管していたすべての文書は、当時の処理がストップしたそのままの状態で中華民国政府に引き渡された。敗戦という歴史的大事件の結果として偶然に残ってしまった行政文書が、現存の「台湾総督府文書」にはほかならない。

「台湾総督府文書」には、本府において保存されていた永久保存・十五年保存・五年保存・一年保存の台湾総督府公文類纂をはじめ、旧県公文類纂・臨時台湾土地調査局公文類纂・高等林野調査委員会文書・進退原議・土木局公文類纂・糖務局公文類纂などの公文書から指令番号簿などの記録簿があるが、最も重要な文書は台湾総督府公文類纂永久保存文書であろう。これらの文書は、総督官房文書課において整理され集中管理されていた。したがって、日本の敗戦に伴う文書の接収は、文書課が行っていた文書管理業務が、その時点で止まることを意味している。

かかる事情は、現存の「台湾総督府文書」が、文書課で行っていた通常の文書管理システムの中で体系的に保存された文書、所謂、公文書のライフサイクルによって整理された文書処理段階を経た文書群と、現課から文書課に送られ保存分類される前の結了文書や、分類選別されて簿冊に編綴される前の文書から、さらには保存年限が経過し廃棄処分に付される前の状態にあった廃棄処分直前の文書が現用のままに接収されたという、所謂、文書構造の断面図として見ることができる整理乃至処分前の文書群とで構成されていることを意味している。つまり、現存の「台湾総督府文

書」とは、通常の文書管理システムではあり得ない二つの異なる文書群が保存された、稀少な類を見ない文書形態が残された行政文書と考えられよう。

## 台湾総督府文書の構造

まず、総督官房文書課が保存管理していた「台湾総督府文書」を大別すると、①基幹文書である永久保存及び十五年保存の台湾総督府公文類纂をはじめとした公文書のライフサイクルによって整理保存された文書、②廃棄処分される直前の五年乃至一年保存の台湾総督府公文類纂および現用文書という、敗戦の結果として偶然残ってしまった文書、③永久及び十五年保存総目録や類別目録や収発及び記録件名簿、指令番号簿といった文書課の文書管理業務において作成された文書管理文書や業務記録文書に大別できる。

これをさらに詳細に見ていくと、①は、永久保存公文類纂と旧県および他部署より引き継がれた文書および後世において参考となるべき歴史資料としての文書のことであり、この永久保存文書のなかには、廃棄文書目録および引継文書目録が綴られている。これは、廃棄または引継を行った際には、必ず目録を作成してから総督の決裁の上で廃棄または引継されており、どの文書がどの時点で廃棄されたのかの責任の所在が明確化されていたことを示しているが、さらに重要なのは廃棄又は引継文書目録が永久保存文書として扱われていたことにある。また旧県文書は、明治34（1901）年の地方組織機構改革によって県から府へと地方機関が小さな組織へ分散移行されたために、県文書をそのまま引き継ぐ母体がなくなったことにより、本府文書課に移管され永久保存とされた文書群である。一方、

臨時台灣土地調査局公文類纂などの文書も機関の廃止に伴い文書課に移管された文書であった。これらの廃棄・引継・移管の手続は、本来の公文書保存管理のあり方を知る重要な史料であるともいえよう。

②は、廃棄される前の有期保存文書たる五年保存や一年保存の文書および永久または十五年保存として編綴される前の文書課において仮編綴されていた文書と、終戦当時まで使用していた現用文書であることから、本来なら見ることができない有期保存文書である。

③は、台湾総督府の文書課が文書処理のために作成した文書である。これらの文書は、文書課が行ってきた文書の収受・記録・発信の記録であり、文書課の文書取扱および文書処理方における記録文書である。これらが作成されていることで、文書取扱に関する規則に従って文書処理がなされていたこと、起案文書が文書課に送られ、文書課が収受手続を行い、関係部署に回覧するという文書課の文書の受取発送の業務記録を見ることが出来る。また、保存年限による総目録と、類別による類別目録と二つの目録が作成されていることから、業務執行において利用するために検索目録として作成し文書管理の機能化と合理化が図られていたことが判る。

つまり、これらの三つの特徴は、現在の公文書管理でいうところの歴史保存文書たる永久保存と中間書庫に配置された半現用の文書に、現用文書と業務記録文書がまとまった形で存在していることを示していよう。

### 台湾総督府の公文書の作られ方

では、この「台湾総督府文書」から台湾総督府が行ってきた立案から執行に至る行政行為過程を文書の視点から見ていくと、基本的には、①各部局担当者による起案、②台湾総督の決裁、③上奏案文を含む政府への稟申、④政府の決定、⑤天皇の裁可、⑥台湾総督への通知、⑦各機関への執行の順に手続きされていく。この①・②・③・④・⑤が台湾総督府に残され、⑥と⑦が政府（内閣および各省）



引渡当時の台湾総督府文書

に残された文書ということになる。

①の各部局担当者の起案文書を見ると、まず起案部局担当者から文書課に送られ、受付番号を付してから関係各部局において立案審議の回覧がなされるが、立案に至らない案件には、理由書が貼付されて起案部局に戻される場合や廃案になる案件もある。②の決裁され執行された結了文書の中には、廃案になった文書や決裁に至るまでの照会や伺などの政府との往復文書や書翰までもが一緒に綴られている文書もあるため、決裁に至るまでの政策決定過程を詳しく知ることができる。本国政府機関には決定および裁可の文書しか残されていないため、立案から決定に至るまでの政策決定過程を知るには、この台湾総督府の文書を見なければならないということになろう。

その意味からすると、「台湾総督府文書」を知ることは、日本の近代の公文書の作られ方（立案から決裁および執行まで）を知ることであり、延いては、近代の行政行為（政策の立案から決裁そして執行までの過程）を知ることであろう。これは、近代の行政行為が、文書主義により行われるために、あらゆる行政行為は、文書を作成することによって執行されるからである。この行政行為の記録が公文書である。

勿論、公文書を利用する際には、公文書を作成した機関の制度と法的権限を理解する必要があるが、一方で、公文書、ここでは「台湾総督府文書」により、台湾総督府がどのよ

うに組織編成され、何を保存してきたのかを知ることで、台湾総督府がどのような行政行為を執行し、その行為の中で台湾総督府にとって重要な記録とは何かを知ることが可能となろう。

### 台湾総督府の組織機構

台湾総督府の組織は、本府と本府内の各部局・課・係の他に、地方行政組織としての県・庁（のちに州）、末端組織である街庄、司法を掌る法院および監獄、警察組織であり地方に密着した警察派出所、鉄道局組織の中で直接住民に接触する駅舎、学校組織である小学校・公学校・中学校・高等学校・医学校・職業学校、附属機関たる企業体としての組織である官営企業の専売局と台湾総督府が南方進出していく過程で外部に組織される台湾拓殖株式会社といったように、一つの小国家的組織となっていた。

このような文書課が管理していた「台湾総督府文書」の他に、台湾に現存している「台湾総督府文書」を見ると、筆者が管見した限りでも、⑦庄役場文書である后里庄文書と鶯歌庄文書および小梅庄文書、⑧学校文書である花壇国民学校文書、⑨附属機関である専売局公文類纂と塩業文書、⑩会社組織である台湾拓殖株式会社文書、⑪司法文書である旧高雄地方法院文書（高雄地方法院所蔵）、⑫警察署文書である警察官吏派出所文書（警務業務日誌、同安庄警察派出所所蔵）、⑬鉄道局文書である駅舎文書（屏東駅・人事関係書類、屏東駅所蔵）がある。

つまり、現在の台湾には、現代的に表現するならば、日本統治時代の政府関係文書・都道府県文書・市町村文書・裁判所文書・学校文書、企業文書が残されていることになる。それだけに、「台湾総督府文書」の持つ現代的価値の高さを見ることがきよう。

### 台湾総督府文書の特徴

このように、「台湾総督府文書」の現代的価値は、小国家的組織を形成しなければ統治

できなかった台湾島という地理的地域的な特異性に規定されたもので、文書史料的価値はその歴史的特徴によるものであった。その特徴とは、戦時下の台湾では総督府庁舎にみられるように空襲による被災はあったものの戦場にはならなかつたこと、台湾総督府が敗戦という突然の終焉によって一挙にすべての時間が止まり凍結されたままの状態で全ての財産が中華民国政府に引き渡されたことにある。まさに、現存の「台湾総督府文書」は、敗戦という衝撃により、時間の止まった空間がそのままの空間として戦勝国に引き渡され、ほぼ終戦当時の文書群として現在の我々に伝えられたという、歴史的運命性を背負つた文書史料であるといえよう。



国史館台湾文献館の書庫（台湾総督府文書と地図および図面）

現在、「台湾総督府文書」は、台湾南投市中興新村（かつて台湾省政府機関が置かれていた）の国史館台湾文献館（元台湾省文献委員会）に、解綴され簿冊毎に中性紙の箱に収められて、空調管理された書庫で厳重に保存され、原則として一般に公開されている。

# 大学文書館創設の頃

公益財団法人 京都大学教育研究振興財団  
常務理事・事務局長

岸本 佳典

2000（平成12）年11月1日に大学文書館はその産声をあげました。その日は、当時の総務課（当時事務局総務部総務課）のスタッフにとっても忘れられない日です。それに先立つ約3年間、私たち総務課のメンバーは大学文書館創設に向けてまさに一丸となってそれぞれのパートを担当し、皆が活き活きとそしてきらきらと働き、本当にいま考えてみても楽しく懐かしい時間でした。

この始まりは、平成9年の秋、当時の井村総長から、京都大学百年史のために収集している史資料が散逸しないよう、学内に保存する組織・仕組みをつくるよう指示されたメモをいただいたときからでした。それは、当時、百年史編集委員会から総長に提言された「京都大学史史料室」の設置提言に基づくものだったと思います。それをどのように考えていったらしいのか、その時は全く見当も付きましたが、とにかく総長の指示ですから疎かにはできません。ただ、助手1名の室ということと史料の収集・保存が主たる業務ということで、私にとっては余り魅力がなく、正直、気の進むものではありませんでした。

そのころ、百周年記念事業の百年史編纂の事務局関係執筆を担当していた先輩から百年史の編集に携わっておられた西山先生を紹介されました。私は法規掛長でしたので、多分、先生が百年史をつくられるときのため、事務局文書について多少知識がある人間ということで紹介されたのでしょうか。

西山先生は、過去から現在までの評議会資料や文部省往復文書あるいは各種申請書類などボロボロの総務部書庫にあったおよそ教員が興味をもたれるとは思われない文書に次々と興味を示され、いろいろな質問をされたり

お話をしたりで、私は少々うんざりしつつも感心もしていました。

そのような時、西山先生から東京大学や九州大学、それに名古屋大学、東北大学に大学史編纂室や大学史料室があり、専任で勤務される教員がいらっしゃることを聞き、一度見てほしいということで訳もわからないまま見学に出かけました。そこで出会った教員の方々の熱意溢れるお話を聞いているうちに、このような機能が大学には必要じゃないかということが段々とわかつてきました。特に、九州大学大学史料室（現大学文書館）の折田悦郎先生や東京大学史史料室の中野実先生（故人）からいただいた大学史資料への熱い想いに私は心底感動し、心の中に何か灯を点されたように思います。

これらの大学では、すでに年史編纂に関連した大学史資料を保存・研究する組織ができておらず、一部では行政文書の非現用の文書も収集・保存されていました。

東京大学の中野先生を西山先生とともに訪ねた折、夜に学習院の桑尾先生も加わられ4人で居酒屋に行き、飲みながら話をしました。公文書の流れや史料室はこうあるべきこうあってほしいという内容がほとんどでした。その時に初めて寺崎昌男という先生の存在を聞きその先生のおっしゃっている内容の概要を聞きました。京都大学にそういう組織をつくれるときがきたら、必ずその全てを入れて実現するぞという強い決心を抱いた夜でした。

そして、もう一つ当時の総務課には大きな課題がありました。直接の担当ではなかったので、当初は余り気にも止めず、よそ事の気分でしたが、当時の総務部長から情報公開の仕組みを法規掛で考えるよう指示され、文書

管理は勿論のこと情報公開などには全く興味もなく、厄介な気分で引き受けましたが、少し勉強していくうちに文書の誕生から終末までのサイクルと情報公開の理念そして歴史的史料としての文書の役割などがシンプルな形で見えてきました。その流れの中に史料館のようなものを組み込めば教育機関である大学は組織として完結するのではという至って単純で合理的な図が浮かびあがりました。それは、かつて東京の夜に中野先生が語っておられたことではなかったかと思っています。

様々な分野から必要とされていた事柄が、その図に当てはめれば自然にすべて実現するということは本当に面白いことでした。その考え方を総務課のスタッフに説明すると皆即座に理解し、次に、でも本当に出来るんだろうかという風な雰囲気でした。これはその後説明にいった総務部長、事務局長、そして当時の情報公開のワーキンググループの座長をされていた田中成明先生、百年史編集委員会の佐々木丞平先生そして長尾真総長もそれぞれ一瞬に理解していただき何を当たり前のことと言っているのかという顔をされ、次に、本当にそれをつくれるのかという顔をされたのと同じでした。ただ、田中成明先生は、京都大学の情報公開の仕組みを考えておられたので、そこに史料館のようなものをつくって貴重な文書をなくすことなく現用文書の総数を減らすということで、答申が非常に書きやすくなつたと喜んでいただけました。また、他の行政機関のように、情報公開に備えて文書を大量に廃棄するなどということもせずにすむことも気に入っていただけたと思います。

これらの構想が周りの理解を得、次にいよいよ本当に組織を立ち上げる準備をしなければなりません。まず、場所の問題。場所は流入する膨大な文書を保管する広い場所が必要であるとともに大学の顔としての役割もあり、できるだけ大学本部に近いところというコンセプトがあります。その場所をスタッフがいろいろ探し回っていました。つぎ

に学内組織であるために予算と定員がありません。これをどのように確保し継続的に維持するかという問題。そして、最後は、最も重要なことですが、実際に現用文書をどのように管理し、保存年限が満了したものをどのように集めるかという問題がありました。

具体的な作業を始めようとしていた矢先、藤井譲治先生（現大学文書館長）から、もしも設置目的が大学の公文書の保存年限を満了した文書などを管理するのが主な目的なら、史料館ではなく文書館とすべきだろとのご示唆を受け、設置計画も大学文書館という名称に修正しました。

この設置準備の作業の中で総務課のスタッフが見せてくれた個々の技量や情熱に今でも私は感動を覚えます。それまで見たこともない能力と行動力を彼らが發揮し、次々と課題や難問を解決していってくれました。文書管理のデータベース化と管理サイクルの構築の問題、文書館の場所の問題、定員・予算の問題、関係する規程づくりなど、少人数ではありましたでしたが、皆惚れ惚れするような働きぶりでした。当時人気のあったNHK番組の「プロジェクトX」になぞらえる課員もいました。

このお祭り騒ぎの様相のなか、西山先生はさぞいろいろ文書館の将来を冷静に考えておられたのではないでしょうか。今日まで京都大学の大学文書館が着実に発展し、我が国で一目置かれる存在にまでもってこられたご努力に敬意を表します。そして、我々当時の総務課のスタッフにとっての夢を実現していただけたことに対して、初代館長の佐々木丞平先生、藤井譲治大学文書館長、西山先生はじめ大学文書館の方々そして歴代のスタッフの方々にこころから感謝します。

# 大学文書館と公文書管理 —オーストラリアの場合—

京都大学大学文書館助教 坂口 貴弘

この春、公文書管理法の全面施行とともに、6つの国立大学法人の施設が「国立公文書館等」として指定を受けた。一般に「公文書」管理というと、大学文書館とはあまり関係がないようにも思われるかもしれない。しかし本年度よりは、京都大学を含む全ての国立大学法人が、この新しい法律のもと、法人文書の適正な管理に取り組むこととなった。このような大学文書館と公文書管理の関係は、海外ではどう考えられているのだろうか。

今年9月、オーストラリア・メルボルンの郊外にあるモナシュ大学（Monash University）の文書館を訪れる機会を得た。同大学は1958年、ヴィクトリア州で2番目の州立大学として創立された。学生数は約63,000人、国外を含む10のキャンパスに10学部が展開する総合大学で、同国の研究重点8大学の一つにも数えられている。

モナシュ大学文書館ができたのは、大学創立から20年を経た1978年のことであった。設立の主な要因となったのは、5年前の1973年にヴィクトリア州で定められた公文書法（Public Records Act）だという。州公文書館の開設や州政府の文書管理の枠組みを規定したこの法律は、州立の教育機関をも適用対象としている。すなわち、州立の初等・中等・高等教育機関は、州公文書館への文書の移管に関する規則に従う必要が生じたわけである。ただし、モナシュ大学を含むいくつかの州立大学は自ら文書館を設置し、そこで非現用文書を保存することになった。実際にヴィクトリア州公文書館の所蔵資料を検索してみると、約1,000もの教育機関から大量の文書を受け入れていることが確認できるが、モナシュ大学からの文書は少量にとどまる。

モナシュ大学文書館は大学事務局の建物の一角にあり、職員は3名（現在は欠員1名）。組織的には最高情報責任者（CIO）の下にあり、文書管理部門と文書館で一つの単位を構

成する。同部門が導入・運用した文書管理システムは、学籍簿や職員人事記録の管理にも使われているとのことであった。

州の公文書法が同大学の文書館にもたらす影響として最も重要なのは、おそらく文書の評価選別についてであろう。同法の規定に基づき、州公文書館は州政府文書の処分（廃棄、公文書館への移管、他の場所で保存など）に関する基準を制定・改訂する権限をもつが、その一環として高等教育機関の文書に関する基準も作られた。モナシュ大学はそれに準拠しつつ、大学の文書管理関連の方針や組織・業務も踏まえて、15年ほどかけて独自の処分基準を作成したという。期末試験の問題1セットは文書館へ移管、成績評価用の学生の提出物は6か月後に廃棄等々、詳細な基準は約100ページに及ぶ。

その他、文書館所蔵資料の公開制度も、大学の個人情報保護基準等に加えて、州のプライバシー法や情報公開法の規定に準拠しているという。

ところでモナシュ大学の情報学部・大学院は、アーカイブズ・記録管理に関する最先端の研究拠点として国際的に名高い。そのような大学の文書館はさぞ大規模だろうと予期しての訪問であった。しかし実際に行ってみると、必ずしも恵まれているとはいえない職員数と施設にもかかわらず、文書館は全学の文書管理・保存の司令塔という重要な責務を託され、かつその役割を着実に果たしつつある様子が垣間見えた。それを可能にした要因には、州の公文書法や州公文書館による優れた基準の制定、そしてそれらを前向きに受け止め、活用してきた大学側の姿勢があるのだろう。公文書管理法時代を迎えた日本の大学文書館にとっての一つのモデルを見たように思いながら、早春のモナシュ大学を後にした。

## [日誌] (2011年4月~2011年9月)

2011／4／1	公文書等の管理に関する法律の施行にともない、「京都大学大学文書館規程」及び「京都大学大学文書館利用等要項」を改正。「京都大学大学文書館における公文書管理法に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」を制定。		6／6	靈長類研究所、企画展「アイ・プロジェクト」開催 (～27日、於・京都大学百周年時計台記念館歴史展示室)。
4／1	坂口貴弘助教、着任。		6／9	藤井館長、平成23年度全国公文書館長会議に出席。
4／1	大学文書館新書庫の引渡し。		6／13	高エネルギー加速器研究機構史料室より、所蔵資料の公開手続きに関する照会。
4／4	西山准教授、新採用職員研修において京都大学の歴史について講義。		6／14	学外より、卒業生に関する照会。
4／7	西山、入学式後に「京都大学の歴史を知ろう」と題して新生向けに講演。		6／15	学外より、原爆災害調査班に関する照会。
4／14	西山、新採用職員研修で大学文書館について説明。		6／18	京都橘大学より、大学文書館施設見学のため来館。
4／15	学外より、福井謙一の写真に関する照会。		6／21	坂口、公文書管理法制セミナーに参加 (於・全国町村議員会館)。
4／18	大学文書館教員会議。		6／23	学外より、医学部卒業生の戦没者数に関する照会。
4／18	事務補佐員河原敬太雇用。		6／27	大学文書館教員会議。
4／18	事務補佐員小泉麻美雇用。		6／27	学外より、文科大学教授藤代貞輔に関する照会。
4／18	事務補佐員池田さなえ雇用。		6／28	木村博司氏より、大学紛争関係資料VII寄贈。
4／19	学外より、『京都大学大学文書館だより』第19号掲載論文に関する照会。		6／28	福井謙一記念研究センターに福井謙一関係資料を移管。
4／20	森克子氏より、森美郎関係資料寄贈。		7／1	大学文書館メールアドレスの変更。
4／27	学内より、昭和35年当時のキャンパス写真に関する照会。		7／5	西山、司書課程科目「図書館資料論」において大学文書館の業務等について講義。
4／30	『京都大学大学文書館だより』第20号発行。		7／10	学習院大学アーカイブズ学専攻より、研修の一環として、大学文書館の業務・施設見学のため来館。
5／9	東海テレビより、西田幾多郎の写真に関する照会。		7／11	住友陽三氏より、徳島三高会関係資料寄贈。
5／10	大阪大学文書館設置準備室より、法人文書移管に関する照会。		7／15	北海道大学より、大学文書館の業務・施設視察のため来館。
5／10	和田栄一氏より、三高関係資料寄贈。		7／15	日本経済新聞社より、「回生」表記について取材。
5／11	秋田テレビより、内藤湖南に関する取材。		7／19	学外より、綜合原爆展に関する照会。
5／12	宮崎潤一氏より、著書寄贈。		7／19	塚本明日香氏より、京都帝国大学理学部受教簿寄贈。
5／13	学外より、卒業生に関する照会。		7／19	畠中作都子氏より、畠中慎一関係資料寄贈。
5／16	朝日新聞社より、時計台の歴史に関する取材。		7／20	徳島県薬剤師会より、元総長鳥養利三郎に関する照会。
5／23	大学文書館教員会議。		7／21	法人文書の移管に関する説明会を開催。
5／23	田中美千代氏より、田中真人関係資料の追加寄贈。		7／25	坂口、平成23年度公文書管理研修II(第1回)に参加 (～7月29日、於・野村コンファレンスプラザ日本橋)。
5／25	吉原英昭氏より、理学部図書ニュース寄贈。			
5／27	四明会より、農学部演習林事務室内建物の由来に関する照会。			
5／31	東京大学より、大学文書館の業務・施設視察のため来館。			
6／2	学外より、久原躬弦関連の写真に関する照会。			

7／25	福井工業大学図書館より、『京大建築会会報』に関する照会。	8／24	和歌山県立橋本高校より、歴史展示室見学のため来館。
7／27	大学文書館教員会議。	8／29	京都橘大学よりインターンシップとして学生を受け入れ（～9月9日）。
7／29	学外より、京都帝国大学地震学研究室への寄附に関する照会。	8／29	学外より、三高校長森総之助の生没年に関する照会。
7／29	学内より、附属図書館元職員に関する照会。	8／29	学内より、時計台正面入口上部レリーフに関する照会。
8／1	事務補佐員水沼尚子雇用。	8／29	NHKより、元教員に関する照会。
8／3	板橋区立郷土資料館より、濱田耕作及び内藤湖南に関する照会。	8／30	2010年度保存期間満了の事務本部および各部局の法人文書搬入（～9月6日）。
8／4	寒川文書館より、大学文書館の業務・施設視察のため来館。	9／6	企画展「京大教育学部と教育学研究の戦前・戦後」開催（～11月6日、於・京都大学百周年時計台記念館歴史展示室）。
8／5	筑波大学より、大学文書館の業務・施設視察のため来館。	9／8	学習院大学より、大学文書館の業務・施設視察のため来館。
8／5	徳島市立高校より、歴史展示室見学のため来館。	9／14	学内より、日本書紀編纂1200年記念展覧会に関する照会。
8／6	西山、理学部九州講演会で「京大史のなかの理学部」と題して講演（於・福岡銀行本店大ホール）。	9／16	京都市上下水道局より、水道敷設に関する照会。
8／9	西島昭氏より、西島安則関係資料寄贈。	9／21	日刊現代より、「回生」表記について取材。
8／9	近畿大学より、大学文書館の業務・施設視察のため来館。	9／26	大学文書館教員会議。
8／9	学外より、戦前の附属病院内科病舎に関する照会。	9／27	筑波大学より、大学文書館の業務について取材のため来館。
8／10	オープンキャンパス2011開催（～11日）。	9／29	読売新聞社より、吉田寮の歴史について取材。
8／15	夏季一斉休業のため臨時休館（～16日）。	9／30	一橋大学より、大学文書館の業務・施設視察のため来館。
8／22	運営協議員を対象とした大学文書館新書庫の見学会開催。	9／30	事務補佐員奥田夕子配置換え。
8／22	大学文書館教員会議。	9／30	事務補佐員河原敬太退職。
8／22	学外より、大逆事件関連資料に関する照会。	9／30	事務補佐員水沼尚子退職。

## 人の動き（2011年4月～2011年9月）

2011年4月1日 坂口貴弘、大学文書館助教に着任。

### メールアドレスが変わりました

2011年7月1日より、大学文書館のメールアドレスが以下のように変更となりました。

(旧アドレス) **archiv52@mail.adm.kyoto-u.ac.jp**



(新アドレス) **archives@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp**

旧アドレスは既に使用できませんので、ご注意ください。

# 1 講座から学部へ —教育学部の設置—

京都大学大学文書館准教授 西山 伸

第二次大戦後の日本では、様々な側面での改革が実行されたが、大学もその例外ではなく、しかも非常に短時日のうちに準備が進められたことも特徴であった。新制国立大学が発足したのは1949（昭和24）年5月31日公布の国立学校設置法によってだが、設置認可申請書を最終的に提出したのは前年9月という慌ただしさだった（それでも京大などはスムーズにいった方で、1949年の3月まで構成される学部が決まらない大学もあった）。

ところで、現在京大には、この新制大学設置認可申請書が2点残っている。申請書そのものには日付がなく、他資料との照合で1回目が1948年7月30日、2回目が9月中の提出であると推定されるが、二者の間には重要な相違がある。それは、後者には前者に含まれていなかった教養部と教育学部が入っていることである。教養部設置構想が固まるまでもに紆余曲折があったが、紙幅の関係で省略し、本稿では教育学部設置の事情について簡単に見てみたい。

1回目の設置認可申請書が提出される半月ほど前の7月17日に開かれた国立総合大学（帝国大学は、前年9月に「国立総合大学」となっていた）総長会議では、文相をはじめとした文部省の高官だけでなくCIE（GHQの民間情報教育局）からも出席があり、CIE側が、それぞれ地元の師範学校を合併する形での教育学部設置を各総長に求めたため、議論が紛糾した。明治以来の師範学校を廃止し、教員養成を大学が行うことはすでに決まっていたが、旧帝大総長たちからすれば自らの大学にそのような役割を要求されることは「寝耳に水」（『京都大学百年史』総説編、479頁）であり、一斉に反発したのであった。

しかし、険悪な空気になったため一時休憩

となった会議の再開後、出席していた文部省学校教育局長の日高第四郎によると「勢にかられたとでも言うのであろうが、意外にも各大学ともそんなに言うなら教育学部を作つてみせるということになってしまった」（日高『教育改革への道』327頁）。ただし、教員養成を主たる目的とはしない、教育学研究のための学部として、であった。

この緊迫した会議について、出席者の一人である京大の鳥養利三郎総長がメモを残している（『鳥養利三郎関係資料』資料番号：鳥養-70）。メモは、B5判縦書きの罫紙9枚に鉛筆で書かれている。そこでは、教育学部の設置について「京大ハ了承。全国的のleaderヲ養成スルコト及再教育ニ從事ス〔府ノ教員養成ハ別個ノ問題〕」と、上記の旧帝大の意向を明確に記している。

鳥養をはじめ旧帝大総長たちは、なぜ師範学校との合併を嫌ったのか。のち、鳥養は「あんな低級な学校は入れん」（1967年の京都大学七十年史編集委員会による聞き取り）と語っている。表現の適否はさておき、教員養成には多数の教師が必要であるし、そもそも戦時中の学制改革まで高等教育機関ではなかつた師範学校を合併するのは現実的ではないとの判断があつても無理はなかつたであろう。

とにかく、「勢にかられ」てかどうかはともかく、京大でも教育学部が設置されることになった。しかし、当時すでに5講座を揃え、独立した学科となっていた東大の教育学とは異なり、京大の教育学関係講座は文学部の教育学教授法の1講座のみ、しかも教授だった木村素衛は1946年に急死しており、学部の設置には多大な苦労があったであろうと推察される。